

平成26年4月21日

株式会社大丸松坂屋百貨店
代表取締役 吉本 達也 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成25年9月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸京都店
京都市下京区四条高倉西入立売西町79番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後も引き続き、来店客の公共交通利用促進に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況としては、店舗北側に店舗、店舗ビル及び住宅、東側には住宅、店舗兼住宅、高倉通を隔てて事務所ビル、店舗ビル及び店舗等、西側は事務所ビル、診療所、駐車場、東洞院通を隔てて事務所ビル、駐車場及び店舗、南側は四条通を隔てて事務所ビル、店舗ビル及び店舗が立地している。

また、当該店舗が立地しているこの地域は、京都市が「歩くまち・京都」の実現を目指し、徒歩と公共交通を基本とした移動を実現すべき地域として、都市のにぎわいと活性化を図るため、歩行者及び公共交通の利便性の向上を目指している地域である。

今回の届出内容は、契約駐車場（1箇所）の契約解除に伴う駐車場の位置及び収容台数の変更、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更である。

なお、駐車場の位置の変更については、当該駐車場が来店車両の集中を避けるために従前から確保されていた隔地駐車場であり、契約解除後も残りの駐車場で収容台数が充足していることから、当該店舗周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比べて大きく変化しないと判断し、法第6条第4項のただし書きによる軽微な変更の認定を行っている。

2 説明会の状況

大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づく説明会については、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づく説明会開催不要認定を行ったため、規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画のうち、駐車場の位置の変更については既に軽微認定を行っている。

駐車場の出入口の数及び位置の変更並びに駐車場の収容台数の減少については、利用台数が比較的少ない契約駐車場（1箇所）の減少であること、また、減少分は残りの駐車場で充足していることから、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、店舗の立地場所は、京都市が推進している「歩いて楽しいまちなか戦略」の中で、ゆったりと歩いて買い物などを楽しめる魅力あふれる空間にしていく地域であることから、今後も引き続き、来店客の公共交通利用促進に努めることが望まれる。